【日本行動医学会記念賞規則】

- 1. 日本行動医学会の創立7周年を記念して、本学会の創立に貢献された2名の基金にもとづき内山記念賞および荒記記念賞を設置する。日本行動医学会の会員で、行動医学の研究において優れた業績をあげた者に対し、記念品等を授与する。
- 2. 内山記念賞の選考の対象は、当年4月から翌年3月までに日本行動医学会誌「行動医学研究」に発表された原著論文の筆頭著者とする。原則として毎年4月に選考を行い、選考の対象となる原著論文の筆頭著者は選考時点で日本行動医学会の会員である者に限る。ただし、内山記念賞の受賞歴のある者は選考の対象とならない。
- 3. 荒記記念賞の選考の対象は、当年4月から翌年3月までに国際行動医学会誌 International Journal of Behavioral Medicine に発表された論文とし、受賞者はその著者全員とする。原則として毎年4月に選考を行い、選考の対象となる論文の筆頭著者は選考時点で日本行動医学会の会員である者に限る。ただし、筆頭著者として荒記記念賞の受賞歴のある筆頭著者による論文は選考対象とならない。
- 4. 本賞の受賞者の選考のため、日本行動医学会記念賞選考委員会を設ける。
- 5. 選考委員会は、次の者で組織する。委員会は委員の過半数の参加(委任状を含む)により成立する。選 考委員会に推薦された論文の著者全員は選考委員から除外される。
 - 1) 理事長、副理事長、顧問、名誉理事長、事務局長
 - 2) 専門委員会委員長(全員)
 - 3) 研究推進委員会および編集委員会の副委員長
 - 4) 国際行動医学会誌編集委員(日本委員)
- 6. 選考委員長は理事長の在任期間にあわせて任命される。内山記念賞の選考委員長は、日本行動医学会誌の編集長をあてる。荒記記念賞の選考委員長は、原則として国際行動医学会誌の編集委員(日本委員)の中から理事長が任命した者をあてる。ただし、適任者がいない場合は国際交流委員長をあてる。委員長が共同著者である論文が推薦された時は、理事長が運営委員会の同意を得て選考委員会より委員長を指名する。委員長は選考の手順に従い作業を進める責任をもつ。
- 7. 本賞の選考手順は以下のとおりとする。
 - 1) 選考委員は全員、各記念賞につき、上記の選考対象論文の中から受賞に適した論文を該当論文の 有無を含めてそれぞれ 1 編以内推薦する。
 - 2) 選考委員の推薦論文を含めた全選考対象論文の中から、多数決によって各記念賞の受賞論文を決定し、選考委員長が理事長に受賞者を報告する。
 - 3) 受賞に適した論文がない場合は、当該期間の授賞は行わない。ただし当該期間に発表された論文がない場合には当該雑誌に掲載された過去3年間の論文を選考対象とする。
 - 4) 本賞の授与は、理事長が学術総会においておこなう。受賞者の発表は、選考委員長が日本行動医学会誌およびニューズレターにおいて行う。

付則

この規則の変更は、理事会の議決による。

平成10年12月11日制定

平成11年12月10日改訂

平成15年12月7日改訂

平成22年2月26日改訂

平成23年12月11日改訂

平成27年10月16日改訂

令和元年12月6日改訂

令和2年12月11日改訂

令和3年3月12日改訂

この規則は、平成29年7月21日から発効する。